

学校における感染症と出席停止について

学校保健安全法第19条の規定により、下記の感染症と診断された場合は出席停止となります。この期間は欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。

なお、感染症が治って登校する時は、医師の診断を受けて、治癒証明書を持参のうえ、登校してください。

※新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒証明書を提出する必要はありません。

※インフルエンザに感染した場合は、別紙の「インフルエンザ罹患報告書」を持参してください。

記

	病 名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※治癒証明書は、学校でも配布しています。キリトリせん

治 癒 証 明 書

矢掛町立矢掛中学校 年 組 番 氏名

上記の者は、（病名）_____により治療中でありましたが、このほど治癒したので、

_____月 _____日 から登校させても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名